

指定納付受託者に納付させる歳入の種類

- (1) 震災、風水害その他これらに類する災害に被災したことの証明に係る手数料
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る手数料
- (3) 温泉法（昭和23年法律第125号）の規定に基づく温泉の利用の許可の申請又は温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料
- (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく旅館業の許可の申請又は旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料
- (5) 興行場法（昭和23年法律第137号）の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (6) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (7) 理容師法（昭和22年法律第234号）の規定に基づく理容所の検査又は美容師法（昭和32年法律第163号）の規定に基づく美容所の検査に係る手数料
- (8) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づくクリーニング所の検査に係る手数料
- (9) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号。以下「特例条例」という。）の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物清掃業者、建築物空気環境測定業者、建築物空気調和用ダクト清掃業者、建築物飲料水水質検査業者、建築物飲料水貯水槽清掃業者、建築物排水管清掃業者、建築物ねずみ昆虫等防除業者若しくは建築物環境衛生総合管理業者の登録又は当該登録に係る証明書を発行したことの証明に係る手数料
- (10) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に規定する死亡獣畜取扱場、化製場若しくは同法第8条に規定する施設の設置の許可の申請又は動物の飼養若しくは収容の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (11) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく病院、診療所又は助産所の開設の許可に係る手数料
- (12) 医療法の規定に基づく病院、診療所又は助産所の検査に係る手数料
- (13) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の規定に基づく衛生検査所の登録に係る手数料
- (14) 医医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する薬局の開設、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する卸売販売業の許可の申請に対する審査に係る手数料

- (15) 医薬品医療機器等法に規定する薬局の開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する卸売販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料
- (16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）に規定する薬局の開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく同令に規定する卸売販売業の許可証の再交付に係る手数料
- (17) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同法の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録の申請に対する審査に係る手数料
- (18) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同法の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料
- (19) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年法律第 261 号）に規定する毒物又は劇物の製造業、輸入業、販売業の登録票の再交付に係る手数料
- (20) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同令の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録票の再交付に係る手数料
- (21) 特例条例の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）に規定する麻薬小売業者の免許の申請に対する審査に係る手数料
- (22) 特例条例の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬小売業者の免許証の再交付に係る手数料
- (23) 管理医療機器の販売業又は貸与業の届出に関する証明その他薬事衛生に関する証明に係る手数料
- (24) 焼骨の埋蔵若しくは収蔵に関する証明又は死亡及び火葬に関する証明に係る手数料